



令和 5 年度山武市 結婚新生活支援補助金

山武市では若い世代の結婚生活のスタートアップを応援するため、結婚をきっかけに新たに住宅を購入、増改築または賃借した際にかかる費用や、引っ越しにかかった費用の一部を補助しています！

[条件チェックシート]

- 年齢…夫婦共に婚姻日における年齢が **39 歳以下** である
- 婚姻日…**令和 5 年 3 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日** の間に婚姻届を提出し、受理されている
- 所得…夫婦の合算した所得額が **500 万円未満** である
※自治体が発行する所得の証明書の額で確認します。
- 住民登録…補助金の申請の時点で費用の対象となる住居に新婚世帯が住民登録されている
- 過去にこの制度に基づく補助金を受けたことがない
- 山武市の税金を滞納していない

[補助金の対象となる費用]

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに支出した住居費や引っ越し費用

補助金の上限額 ・夫婦共に 29 歳以下… 60 万円
 ・夫婦共に 39 歳以下… 30 万円

[申請受付]

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

※予算額に達した時点で申請の受付を終了する場合があります。

◎下記内容に当てはまる場合はご相談ください

- ・貸与型奨学金の返済をしている。
- ・令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに補助金対象費用が発生しない。

詳しくはホームページから♪



山武市公式ホームページ



山武市 結婚生活のスタートを支援します！

